

# 福岡市公報

平成24年 7月19日 第5940号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一 目 次	次 一	ペ ー ジ
○福岡市環境調整会議規則の一部改正(第105号) .....	規 則	1
○歳入の収納の事務の委託(第248号) .....	告 示	2
○地域包括支援センターの所在地の変更(第249号) .....	公 告	2
○大規模小売店舗の変更の届出(第271号) .....	公 告	3
○開発行為に関する工事の完了(第272号) .....	公 告	4
○一般競争入札の実施(公告第38号) .....	水 道 局	4
○有料道路に関する工事の一部完了(福岡北九州高速道路公社公告第1号) .....	雑 報	5
○福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更(福岡北九州高速道路公社公告第2号) .....		6
○福岡高速道路の料金について理事長が定める方法(福岡北九州高速道路公社公告第3号) .....		13

## 規 則

福岡市環境調整会議規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年 7月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第105号

福岡市環境調整会議規則の一部を改正する規則

福岡市環境調整会議規則(平成16年福岡市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削り、同条第3項中「別に会長が定める」を「環境局環境政策部長及び委員の属する局、室又は区役所の総務担当課長とする」に改め、同項を同条第2項とし、

同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「会長の指名する幹事」を「環境局環境政策部長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

告 示

---

### 福岡市告示第248号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年7月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	委託期間
ふるさと福岡応援寄付金（クレジットカードを利用して支払われるものに限る。）の収納事務	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ヤフー株式会社	平成24年6月1日から 平成25年3月31日まで

### 福岡市告示第249号

介護保険法による地域包括支援センターの設置者から地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法第115条の45第6項において準用する同法第69条の14第3項の規定により次のように公示する。

平成24年7月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

地域包括支援センターの名称	地域包括支援センターの所在地	変更年月日
福岡市東第7地域包括支援センター	変更前 福岡市東区名島三丁目4番5号	平成24年7月17日
	変更後 福岡市東区名島二丁目2番15号	

福岡市南第7地域包 括支援センター	変更前	福岡市南区花畑三丁目17番12号	平成24年7月17日
	変更後	福岡市南区柏原一丁目1番49号	

---

公 告

---

## 福岡市公告第271号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のように公告し、当該届出をこの公告の日から4月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

平成24年7月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称	所 在 地
天神ビブレビル	福岡市中央区天神一丁目11番1号
天神MMビル	福岡市中央区天神一丁目7番11号
天神コアビル	福岡市中央区天神一丁目11番11号
M. M. Tビル	福岡市中央区天神一丁目10番13号
福岡ビル	福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本ビル	福岡市中央区天神一丁目10番17号

## 2 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の設置者の代表者	福岡地所株式会社 代表取締役 八木 聖二	福岡地所株式会社 代表取締役 石井 歆	平成23年 8月12日
小売業を行う者	イオンリテール株式会社ほか 173者	イオンリテール株式会社ほか 172者	平成24年 3月31日

## 3 届出年月日

平成24年6月21日

## 4 縦覧場所

福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号福岡商工会議所ビル2階

福岡市中小企業サポートセンター（福岡市経済観光文化局産業振興部経営支援課）

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局産業振興部振興課）

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）

**福岡市公告第272号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

平成24年7月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市東区松島二丁目5区13番1から5区13番8まで及び5区13番10から5区13番14まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号

第一ホーム株式会社

**水 道 局****福岡市水道局公告第38号**

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

平成24年7月19日

福岡市水道事業管理者 尾 原 光 信

## 1 入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
	東区塩浜1丁目地内配水管布設工事	
	博多区美野島2丁目地内配水管布設工事	

管 1 種 A	中央区大濠公園地内配水管布設工事	
	中央区薬院 4 丁目地内No. 2 配水管布設工事	
	南区井尻 3 丁目地内No. 2 配水管布設工事	
	南区井尻 3 丁目地内No. 3 配水管布設工事	
	南区弥永 1 丁目地内配水管布設工事	
	早良区西新 4 丁目地内配水管布設工事	
	早良区野茶 2, 3 丁目地内外 1 件配水管布設工事	
	西区上山門 1 丁目地内外 1 件配水管布設工事	
機械	乙金浄水場新着水井付帯機械設備工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 配布方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

本公告の日から平成24年 7 月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後10時まで

---

雑 報

---

### 福岡北九州高速道路公社公告第 1 号

有料道路に関する工事の一部が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）第22条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 7 月19日

福岡北九州高速道路公社

理 事 長 渡 口 潔

1 路線名

福岡市道 福岡高速 5 号線

2 工事の一部が完了する区間

福岡市西区橋本一丁目1016番 1 地先から

福岡市西区福重三丁目483番 1 地先まで

3 工事の種類

新設工事

4 工事完了の日

平成24年7月20日

福岡北九州高速道路公社公告第2号

福岡高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成24年7月19日

福岡北九州高速道路公社

理事長 渡 口 潔

1 路線名及び料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
福岡市道 福岡高速1号線	福岡市東区香ヶ丘二丁目から 同市西区愛宕四丁目まで
福岡市道 福岡高速1号愛宕福重線	福岡市西区愛宕四丁目から 同区福重三丁目まで
福岡市道 福岡高速2号線	福岡市博多区千代六丁目から 同区半道橋二丁目まで
福岡市道 福岡高速2号半道橋西月隈線	福岡市博多区半道橋二丁目から 同区西月隈四丁目まで
福岡市道 福岡高速2号西月隈水城線	福岡市博多区西月隈四丁目から 太宰府市水城二丁目まで
福岡市道 福岡高速3号線	福岡市博多区東光二丁目から 同区豊二丁目まで
福岡市道 福岡高速4号線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区多の津二丁目まで
福岡市道 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区多の津二丁目から 同区蒲田三丁目まで
福岡市道 福岡高速5号線	福岡市博多区西月隈四丁目から 同市西区福重三丁目まで

2 料金の額

(1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき、以下のとおりとする。

大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する大型特殊自動車をいう。)をいう(以下同じ。)

1台につき 1,142.86円

普通車 大型車以外の自動車をいう(以下同じ。)

1台につき 571.43円

(2) けん引自動車(けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。)が被けん引自動車(けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。)1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以降の被けん引自動車については、1台につき、さらに普通車の料金1台分を徴収する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の額の単位

料金の額は、上記2(1)に定める料金に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。

3 割引をする自動車及び割引率

(1) ETC特定区間割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

次の路線の各区間(以下「特定区間」という。)のみを通行するETC車(ETCシステム(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。)を使用して無線通信により料金の額を納付する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。)

路線名	特定区間
福岡市道 福岡高速4号線及び 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区蒲田三丁目までの区間 (貝塚出入口～福岡IC)

イ 割引率

料金の額の20%とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額の10円未満を切り捨てるものとする。

(2) ETC曜日別時間帯割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車

イ 割引率

① 区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得

た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額の10円未満を切り捨てるものとする。

区 分	時 間 帯	割 引 率
平 日 (月曜日～金曜日)	0：00以後～7：00前 22：00以後～24：00前	10%
土 曜 日	0：00以後～7：00前	10%
	7：00以後～22：00前	5%
	22：00以後～24：00前	10%
日曜日及び祝日	0：00以後～24：00前	10%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

## ② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

## (3) 福岡高速一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

### ア 割引をする自動車

E T C車のうち、福岡北九州高速道路公社との契約に基づきE T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（以下「E T Cシステム利用規程」という。）に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、E T Cマイレージサービスの利用に関する登録がなされたE T Cカードに限る。以下(3)において同じ。）を使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車

### イ 割引率

#### ① ポイントの付与

1枚のE T CカードごとにE T Cシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヶ月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。



基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
1回の通行ごと 100円につき 1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

② ポイントによる割引

1枚のETCカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、マイレージ規約に定めるマイレージ登録者は、100ポイントを100円分の料金の額に充当する還元額に交換できるものとする。

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表又は②に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

- (4) 福岡高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、ETCシステム取扱道路管理者（ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けたETCカードを使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車

イ 割引率

① 料金の額に応じた割引

1枚のETCカードごとに、ETCシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額に下表の月間利用額区分に応じた割引率を適用する。ただし、月間利用額区分をまたぐ1回の料金の額については、その料金の額をそれぞれの月間利用額区分に分け、その割引率を適用する。なお、1回の通行ごとのそれぞれの割引額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入するものとする。

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	3%
1万円を超え2万円以下の部分	6%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

## ② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

## (5) ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

## ア 割引をする自動車

理事長が別に定めるところにより、ETCカード及び車載器（ETCシステム利用規程に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）でETCシステムを使用して無線通信により料金の額の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

## イ 割引率

料金の額の39%以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、四捨五入するものとする。

## (6) 障害者割引については、以下のとおりとする。

## ア 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者

又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカードと車載器をともに使用する場合に限る。

イ 割引率

料金の額の50%以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

(7) E T C前納割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

E T Cカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定める「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の額の前払いがなされている場合に限る。）を使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車

イ 割引率

次の割引率を適用する。

前払金	利用可能額	割引率
10,000円	10,500円	約5%
50,000円	58,000円	約14%

(8) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

福岡高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ウ 実施する期間

実施する期間を限定するものとする。

エ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定するものとする。

オ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(9) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、E T C 特定区間割引、マイレージ割引及びE T C 前納割引に限るものとする。E T C 特定区間割引は障害者割引に優先して割引を適用するものとし、マイレージ割引及びE T C 前納割引は障害者割引を適用後にそれぞれ割引を適用するものとする。

イ E T C 路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ウ E T C 特定区間割引、E T C 曜日別時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引及びE T C 前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

	特定区間				
				○・・・適用あり	
				×・・・適用なし	
曜日別	○	曜日別			
マイレージ	○	○	マイレージ		
コーポレート	○	○	×	コーポレート	
前納	○	○	×	×	前納

(注) 「特定区間」は「E T C 特定区間割引」, 「曜日別」は「E T C 曜日別時間帯割引」, 「マイレージ」は「マイレージ割引」, 「コーポレート」は「コーポレートカード割引」, 「前納」は「E T C 前納割引」をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	E T C 特定区間割引
2	E T C 曜日別時間帯割引
3	マイレージ割引, コーポレートカード割引, E T C 前納割引

## 4 料金の徴収期間

料金の徴収区間の一部が供用された日（昭和55年10月）から64年10か月間〔各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日（平成10年9月）から46年12か月間。〕とする。

## 5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る事項は、福岡市道福岡高速5号線のうち福岡市西区福重二丁目から同市西区福重三丁目までの区間を供用する日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

---

**福岡北九州高速道路公社公告第3号**

平成23年2月24日付け福岡北九州高速道路公社公告第6号は福岡市道福岡高速5号線のうち福岡市西区福重二丁目から同市西区福重三丁目までの区間を供用する日をもって廃止する。

平成24年7月19日

福岡北九州高速道路公社

理事長 渡 口 潔

